

3 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況

(表5)

学部・学科		認定者数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり平均 認定単位数 (B+C) / A
			認定単位数 (B)		認定単位数 (C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
神学部	神学科	3	94	42			45
計		3	94	42			45
文学部	英文学科	0	0	0			0
	外国語学科 英語専攻	1	20	18			38
	外国語学科 フランス語専攻	1	28	0			28
計		2	48	18			33
商学部	商学科	1	4	26			30
	経営学科	0	0	0			0
計		1	4	26			30
経済学部	経済学科	2	28	28			28
	国際経済学科	0	0	0			0
計		2	28	28			28
法学部	法律学科	1	32	36			68
	国際関係法学科	0	0	0			0
計		1	32	36			68
人間科学部	児童教育学科	2	69	0			35
	社会福祉学科	1	28	30			58
計		3	97	30			42
国際文化学部	国際文化学科	3	74	74			49
計		3	74	74			49

(表5)

研究科		認定者数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり平均 認定単位数 (B+C) / A
			認定単位数 (B)		認定単位数 (C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
法学研究科	法律学専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
経営学研究科	経営学専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
文学研究科	英文学専攻	0	0	0			0
	フランス文学専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
経済学研究科	経済学専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
神学研究科	神学専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
人間科学研究科	人間科学専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
国際文化研究科	国際文化専攻	0	0	0			0
計		0	0	0			0
合 計		15	377	254			254

- [注] 1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載すること。
- ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めること。
- 2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」欄には、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成12年文部科学省告示第181号）に定められた学修を記載すること。
- 3 2007年度の実績を記入すること。
- 4 編入学生はここには含めないこと。